

社会保障研究所シンポジウム [IV]

テーマ「福祉社会の社会組織」

——社会福祉におけるコミュニティの在り方——

レポート 三浦文夫

レポート 岡村重夫

コメント 阿部志郎

コメント 稲上毅

司会（福武） それではこれから午後のシンポジウムをはじめたいと思う。テーマは「福祉社会の社会組織」で、副題として「社会福祉におけるコミュニティの在り方」ということになっている。この掲げられた題を、大上段に問題にしようということではないよう、福祉社会とは何ぞやということになると、大変な問題になろうかと思うわけで、これからシンポジウムはむしろ、副題が主題であるというおつもりで、ご協力いただけたら

幸いだと思う。

素人でよくわからないが、社会福祉のほうにおいて、コミュニティ・ケアという問題が大変大きな問題になっているようであるが、その前提として、それに関連させた場合、コミュニティをどう考えたらいいのかという問題が、中心になるはずである。そこで当研究所の三浦部長、それから続いて岡村先生にお話をいただくわけだが、こういう副題による限定が行なわれたのも、岡村さんの『地域福祉論』という本が最近出ましたことが、多少かかわりを持っているようである。

それでは最初に三浦さんのはうからご報告をいただき、引き続いて岡村さんのご報告をいただいて、その後コメントをお二人からうかがって、それから皆さんのご討論に移りたいと思う。それではまず三浦さんにお願いしたい。

【レポート】 福祉社会の社会組織

——社会福祉におけるコミュニティの在り方——

三浦文夫

前座という意味と、それからいま福武先生からお話があったように、このシンポジウムの主催者側に席をもつ一人として、主題設定に当って、いささかの責任もある関係で、最初にご報告を申し上げたい。

I 報告の視角

こちらの掲示には「福祉社会の社会組織」というテーマがでているが、これはあまりにも大きくて漠然としたテーマだと思う。今後のわが国が福祉社会を指向することになると、いろいろ論議されなければならない問題が予想されるが、その論点の1つになりうべきものとして、福祉社会にふさわしい社会組織は、どういうものであるかという議論がある。

福祉社会における経済組織等の問題については、社会保障研究所の馬場先生もそういう論文（「福祉の経済組織」『季刊社会保障研究』Vol. 9, No. 3）を出されるなど、若干の論議が行なわれているが、福祉社会における社会組織はいかにあるべきかという論議は、わが国ではほとんど行なわれていないようと思われる。

その点、最近のイギリスあたりの研究動向をみると、たとえば T. H. マーシャルの Welfare-capitalism の

論議とか、R. ティトマスの Gift-relation の論議とかにみられるように福祉国家、福祉社会というものを前提にした上で、どういう社会組織が必要なのかという議論がいろいろ行なわれているようである。わが国においても今後福祉社会を指向する中で、それに適合的な社会組織というもの、あるいは福祉組織というものはどうあるべきかということは是非、検討していく必要があると思う。

ただあまりにもテーマが大きいということもあって、またわが国においてはこの種の議論がぜんぜんなされていないということもあるって、ここでまとめた報告を行なうまでにはとてもいかない。そこでここでは福祉社会の構成要件の1つである、ソーシャル・サービスというものに焦点をしづり、ソーシャル・サービスの社会組織、あるいは組織の在り方というところから切り口を開いてみたらどうかという問題意識の上に立って、主題を認定してみたわけである。

なお社会福祉における組織の在り方ということを論議するにしても、これまたわが国においては、この種の研究はあまりなされていない。今後社会福祉における社会組織の在り方ということは、学会等においても当然検討

されなければならない課題であろうと思う。これもまたそういう意味では、今後の大きな課題であるが、ここではこの課題へ接近する1つの突破口として地域社会というものを取り上げてみたらどうかということで、副題を「社会福祉におけるコミュニティの在り方」と限定してみたわけである。

したがってただいま福武先生からお話をあったように、私自身の報告は、社会福祉における社会組織というものを、どう捉えるか、そのための1つの切り口という意味で、この地域社会（コミュニティ）の問題を考えることにしたいと思う。

あとはレジュメにしたがって、簡単にご報告をしたいと思う。

II 社会福祉における地域社会コミュニティの意義

社会福祉の最近の動向を見ていくと、地域社会の問題が改めて注目されていることに気がつく。たとえば中央社会福祉審議会においても、昭和46年には「コミュニティ形成と社会福祉」という答申が出されているし、地域福祉に関する論議も各方面で行なわれているようだ。このうちとくに注目すべき論議の1つに、コミュニティ・ケアの議論がある。本日コメンテーターの阿部先生なども、そういう方面での1つの主張を持っていらっしゃるようであるし、岡村先生その他これをめぐるいろいろな論議が、いままでも再々行なわれてきている。

そういう意味で地域社会（ここではコミュニティという言葉で呼ばせていただくが）の問題が、改めて問題になってきているが、それにはいろいろな理由がある。まず第1は一種の対象論的把握といつてもいいと思うが、社会福祉の課題とすべき対象というものが、地域社会とのかかわり合いを抜きにしては考えられないという認識から、地域社会の問題を改めて取り上げるという主張がある。

この種の指摘についてはいろいろあって、たとえばわが国でも、最近、新しい貧困という問題が出されているが、これとのかかわりで地域社会の問題を改めて取り上げる主張もある。その1つは、最近の経済・社会の変化のなかで、地域社会にマイナスの被害があらわれたり、あるいは地域の連帯性の動揺と崩壊によって、地域問題が激化し、社会福祉の新しい課題として登場したという認識がある。たとえば宮本憲一さんの著書、論文において、都市問題とのかかわり合いで、新しい貧困ということがいわれている。その場合に地域社会の環境破壊

等のほかに地域社会というものの中における共同利用施設の欠如ということもこの系列の議論としてみることができる。

あるいはまたアメリカのウォー・オン・ポバティ、（貧困との戦い）のときの、有力な理論的な武器となつたオポチュニティ・セオリーを代表するものとして、クロフォードと、オーエンの『デリンクエンシー・アンド・オポチュニティ』という本をみると、デリンクエンシー（非行）の問題は全体社会の枠内でのさまざまのオポチュニティの欠如というだけでなく、それぞれが属しているコミュニティに、そういうオポチュニティを提供すべき資源が欠けている場合もデリンクエンシー（非行）を生み出す1つの要因となっているということをいっている。つまり全体社会だけではなくて、それぞれの個人を取り囲む地域社会の問題ということで、非行問題が議論されているわけである。これが貧困との戦いにおける、オポチュニティ理論の、1つの根拠になっていたことはご承知のとおりである。そしてその上に立って、例のCAPとか、コミュニティ・デベロップメントという戦術が展開をしている。あるいは見方によると、特にきょうは経済関係の先生方が多いが、ガルブレイスのインフラ・ポバティあたりの考え方も、それに近いものではないかと思う。

そういう意味では地域社会の問題が、貧困であるとか、あるいは非行だとか、その他さまざまの社会福祉の諸問題を考える場合に、改めて注目されてきたという傾向があると思う。

それから地域社会というものが改めて議論されてきた、あと1つの背景であるが、ここで私は岡村先生のご説明をそのまま引用させていただきたい。岡村先生は『地域福祉論』という著書のなかで、最近社会福祉において、地域社会という問題が改めて注目される理由として、4つほどの理由を挙げている。このうちの第1は上記の対象論的視点からの説明であるが、残りの3つの理由はいわば、社会福祉の機能、ないしは、社会福祉における対象者待遇という側面から、地域社会とのかかわり合いが問題にされているように思う。この指摘は適切であり、異論はないが、この指摘を私なりに社会福祉の目標なり、機能なりに翻案してみると、つぎのようにいうことができるのではないかと思う。

すなわち社会福祉の目標とか、機能というものを私は2つに分けて考えてみたい。その第1は対象者のデペンドンシーの問題とのかかわり合いで、社会福祉の目標の1つは対象者の持つインデペンドンシーをいかに確保す

るかということであり、このために必要な予防、援助、リハビリ等の機能が必要になる。あと1つは対象者を含む当該社会のインテグレート（総合性）をいかに高めるかという目標であり、このために通常エンパイアメント・アプローチが必要とされている。今日の社会福祉はこの2つの目標をもつていると考えたいのであるが、このことに関連して、社会福祉における地域社会（コミュニティ）の意義を考えると、レジュメに書いたように、幾つかの議論が出てくるのではないかと思う。このうちでとくに対象者のインデペンデンシーをいかに確保するかという観点から従来の社会福祉をみるといろいろの反省が必要となる。たとえば収容施設における対象者処置がともすると、たんなる保護・介助にとどまり、対象者の自立なり社会的な独立を妨げている傾向があるとか、施設の隔離主義が対象者の社会的自立を妨げているとかいう批判がでてくるのである。そしてこの批判の上に立ってコミュニティ・ケアということが主張されたり、あるいは社会福祉施設の社会化とか、地域社会との結び付きということが改めて問題になったりする。

他方インテグレートという点から問題にしていくならば、地域社会の環境保全・改善とか、必要な生活環境・施設の整備、ネットワーク化などとともに、地域住民の社会福祉への参加という議論がでてくる。まずこの参加問題は地域住民の社会福祉に対する態度変容を伴う問題として、非常に重視されなければならない。ボランティアの問題であるとか、福祉教育との問題を論ずる文脈にはこのような問題意識がある。あるいはまた最近注目されている、福祉の町づくりで表現される対象を取り囲む地域社会の環境改善とか開発という社会福祉の重要な課題が出されるのも、こういう文脈のなかで整理し直してみる必要がある。

すなわち、社会福祉の目標なり、その機能とのかかわり合いの中において、改めて地域社会というものが問題になっているということもできる。

このように今まで社会福祉の分野においては主として対象論的把握、あるいは社会福祉の目標の機能なり、対象者処遇とのかかわり合いにおいて、地域社会の問題が見直されているが、きょうはこの後者の議論をさらに一般化して社会福祉の供給体制ということで地域社会・コミュニティの問題を考えてみることにしたい。

III 社会福祉供給体制の意味

社会福祉における供給体制ということは、社会福祉の分野ではあまり使われていない概念であるかもしれない

が、社会福祉の需要を前提とする場合、当然この需要を充足させる供給体制はどうあるべきかという論議は重要な視点であるように思われる。その意味で、あえてこういう言葉を使ったわけだが、その場合にまず我が国のいままでの社会福祉の流れなり動向というものを振りかえりながらこの問題を把えてみたい。その場合の1つの鍵概念は社会福祉の機能、性格が、補完的・レジデュアルなものであるか、制度化されたという意味で、インステイティヴショナルなものであるかという議論が重要であるように思われる。これは例のウィレンスキーと、ルボウの書物の中に出でるものだし、同じ概念は、昨年12月に公刊されたR. ティトマスの“ソーシャル・ポリシー”という書物でも使用されている。

そこでレジデュアルな社会福祉というのは、ウィレンスキーやティトマスによると、人間のさまざまなニードの充足のために、もともとマーケット・メカニズムなり、あるいは家族のニード充足のチャネルがあった。そしてそれらの市場メカニズムなり、家族の持っているニード充足の機能が、何らかの事情で十分に働かない場合に、これを補完するものとして別個の組織を必要とする。実はこの第3のニード充足のためのメカニズムが、社会福祉という仕組みであるということを述べている。これがいわゆるレジデュアルな社会福祉というふうにいわれているものだと思う。

もちろんこういう摺み方は、ある意味では日本の社会福祉の分野において、古くから行なわれてきた議論ではないかと思う。たとえば大河内先生の有名な社会事業の定義の中で、資本主義的な再生産機構から脱落した者に對して社会政策とは異った施策での対応というようなことがいわれているが、これなどもいわばレジデュアルという1つの侧面を突いていると思う。あるいは1950年に国際社会事業委員会の日本国内委員会が出した定義があるが、その場合でも一般的な生活水準から脱落、背離してきた者に對しての云々……という意味で、社会事業をレジデュアルなものとして把えるという主張はわが国では古くから行なわれてきたと考えてもよい。

ただウィレンスキー、ルボウの規定の中で、やや注目していいことは、市場のメカニズムということだけではなく、家族というものを生活充足のための1つの正常なチャネルとして摺まえている点である。このへんあたりは社会政策論をやっておられる大河内先生などには見られない考え方であり、注目していいと思う。もちろん家族のほかに、考え方によってはそのほか従来の地域共同体であるとか、職域組織であるとかというものも、それ

に類する機能をもって考えることもできないわけではな
いが、ここでは主として家族という形で問題を限定して
おきたい。

そういう意味でのレジデュアルな社会福祉ということ
であるならば、わが国の社会福祉はまぎれもなくレジデ
ュアルな性格を持っていたと認めることができる。その
点については私も、たとえば「季刊社会保障研究」の中
の幾つかの論文、たとえば「60年代の社会福祉」(『季刊
社会保障研究』Vol. 5, No. 4) だと、あるいは鉄道弘
済会で出した「70年代の社会福祉の方向」(『社会福祉研
究』No. 7, 1970) だと、その他幾つかのところで雑
文を弄しているが、わが国の社会福祉はレジデュアルで
あるということは、いろんな点から指摘されていいと思
う。

しかしながら最近の社会福祉の動向を見た場合、そ
ういうレジデュアルな性格を持った社会福祉がこのまま存
続し得るのかという点では、いろいろ問題があろうかと
思う。産業化の進展のなかで、これは資本主義の発展と
高度化といつてもよいかもしれない——レジデュアルな
社会福祉の前提となるべき市場のメカニズムなり、家族
の持つ生活ニードの充足機能というものが、大きく変動
を遂げつつあるという事実は注目すべきだと思う。

特に市場メカニズムの限界なり、欠落という問題につ
いては、第6回の本研究所主催のシンポジウムで「福祉
政策の課題」ということで、詳細に議論されている。この
点については『季刊社会保障研究』(Vol. 11, No. 2)を
参照していただきたいが、要するに市場メカニズムの欠
落なり、限界なりというものに対して、どういう形でそ
れを補完したり、統制したりしていくかという観点で、
福祉政策の本質が議論されたと思う。この論議は市場の
メカニズムの欠落なり、欠陥に対して、経済政策の分野
において、あるいは経済政策の射程距離の中において、
ある程度の対応が考えられていると思う。

しかし社会福祉ということで問題を絞っていく場合、
いま申し上げたような意味での市場の限界なり、欠落を
補完し、コントロールするというやり方だけでは、済ま
されえない問題があるのではないか。換言すると、もともと
市場性をもちえない部分が社会福祉のニードにある
のではないか。もしそうであるとするならば、社会福祉
のニード(又は需要)を満たすための供給は、たんなる
市場メカニズムの公的介入による補完なり、コントロー
ルということではなく、別箇の供給組織を必要とする
であろう。社会福祉における供給組織なり体制なりの課
題が、改めて取り上げられなければならない所以は、こ

こにあるように思われる。

では何故社会福祉のニード充足にあたって市場メカニ
ズムが適用されえない部分があるのか、これは分りきっ
たことかもしれないが、社会福祉ニードの特色にかかわ
っている。その第1は社会福祉ニードは必ずしも貨幣的
あるいは物質的に表示しうるものではなく、したがって
貨幣的あるいは物質的供与によっては充足できないもの
を含むということになる。第2は社会福祉のニードは個人
の生活のさまざまな障害とのかかわりに加え、その人
のおかれている社会的、家族的態様に応じて、そのあら
われ方が異なるために、社会福祉のニードは非常に多種
多様なものとなる傾向をもつ。これらのこととは社会福祉
ニード(需要)充足のために市場メカニズムを活用する場
合に多くの制約と限界があることになるであろう。第3
に社会福祉のニードの解決は、他のサービス・施設では
代替できない性格をもつということである。たとえばA
の人のもつニードは、ニードをもつAのところで解決さ
れなければならず、別のところで同じ種類のサービスが
あるにしても、それはAのニード充足には役に立たない
ということになるのである。妙ないい方になるが、社会
福祉サービスは、貨幣のような交換価値をもたないし、
またそのサービスはニードのあるところで提供されな
ければならず、その意味ですぐれて地域性をもつものとい
うことができるのである。その意味で一般の市場メカニ
ズムは社会福祉の分野では、十分に機能しないことがお
こるのである。

それに加えて家族のニード充足メカニズムはどうであ
るか。もともと家族では充足しえない高度な内容をも
つニードは、一応別にして、身辺介助的なニードについ
ていうと、家族のニード充足機構が十分に働いていると
きは、それらのニードは必ずしも社会福祉のニードとし
て社会的に一般化されることが少く、精々のところ、レ
ジデュアルな立場で、必要なその種のニードが生じた場
合には、家族に代る機能を社会的に用意するにとどまっ
ていた。いわゆる収容保護施設がそれである。しかし、
産業化の進展に伴う家族のニード充足機構の動搖と崩壊
が拡がっていくと、レジデュアルなものとしての収容施
設では、決して十分なものではなく、より社会化した従
来の家族のニード充足機構に代るものを組織していくか
なければならなくなる。しかも上記したようにこれらのニ
ードの充足は、ニードを有する人に密着した場において
提供されなければならないとする、この新しい組織は、
地域を基礎に再組織される必要が生じてくるであろう。

IV 社会福祉の供給体制と公私機能分担

上記の供給体制と地域との関係に加えて、上記の社会福祉ニード（又は需要）を充足するための供給体制と組織を考える場合に、これらの施設・サービスを誰が提供し、誰が担当するのかということが問題となる。いわゆる社会福祉における公私の役割（又は機能）分担をめぐる論議である。

その点について、「社会福祉行政の一動向」（『季刊社会保障研究』Vol. 9, No. 1）という拙稿で、公私問題を論じているので、詳細はそちらに譲っていきたい。要するにそこで論じたことは、1つは公的に果たさなければならぬニードなり、サービスというのはいったい何なのかということである。第2番目は公的に果たすか、あるいは民間が果たすかということについて、それほど区分が明確でない、つまり両方で補っていけるようなサービスが、当然あり得るということである。第3番目には、公的にはタッチすべからざるものという範疇も、あり得るのではないか、ということである。そういう基準によって具体的なニードをふるい分けていかざるを得ない。もっとも基準といってても理論的原理的なもので分けることは不可能なので、だいたいそういう目安をつけて、1つ1つのニードを検討するということをやってみたらどうかと思う。

そういう立場で考えていけば、まず第1の公的に果たすべきものかどうかという点については、ニードの程度の問題になるが、ミニマムに関しては公的に果たさなければならないということになろう。これは憲法その他の実定法上から明らかになっているので、ミニマムの確保というあたりは、公的に果たすべきものとして設定していいのではないか。もしもミニマムという概念で取り上げができるならば、オプティマム＝最適基準とでもいうか、そういうものについては、公的に果たすか、民間が果たすかという点については、その時々の条件によって規定されてしまうべきである。その上のサティスファクトリーとでもいうか、いわゆる満足水準あたりの問題については、これは民間に委ねるという論理は、当然成り立つと思う。こういう論理については、中央社会福祉審議会の、先ほど挙げた答申等においても、だいたいそういう考え方を取っているが、これは1つの整理の仕方だと思う。

なお社会福祉の場合、ミニマムといってもニードの種類とか、性格によって、非常に異ってくる。したがって先ほどの議論と合わせて、いわゆる標準的な生活構造な

り、生活様式というものを考えて、それから背離又は欠落するのを考えたり、あるいは特定の階層なり、特定のグループなりを考えて、幾つかの生活構造を前提にして、その中で判断するということも可能になると思う。

第3番目の範疇では、そのニードを充足せしめる場合に、1つは市場なり、あるいは個人ないし家族において充足でき得るもの、でき得ないものを区別しながらいくということも、1つの視点だと思う。したがって上記の家族の本的に果たしていたニードが、家族機能が変化したからといって、いきなり公的サービスをするのではなく、民間あるいは地域住民が担うサービスもいろいろあることになる。つまりこうした役割分担を考える場合には、幾つかの柱を立てて、それに応じてニードを分類するというやり方を取らざるを得ないのでないかと思う。

この点については、ここではこれ以上触れるゆとりはないので、このへんに留めるが、要するに公私の役割分担というのを明確にして、供給問題を検討するという作業が、これから必要になるのではないかと思う。

V 社会福祉における地域社会

こういうふうに、社会福祉の供給問題を考えると、地域の問題、つまり社会福祉のニードというものが、できる限り対象者と密着した場において充足しなければならないという立場から、地域の問題が取り上げられるのであり、それからニード充足については公私の役割分担という側面から、地域住民の社会福祉へのかかわりをもう一度検討するという、こういう2つぐらいの切り込み方があるのではないかと思う。

このように社会福祉の供給とのかかわりで地域の意味を踏まながら、今まで社会福祉の分野で行なわれた幾つかの議論を少し整理をしてみたのが、このレジュメの後半の部分である。まず第1は社会福祉の分野において、地域の問題を取り上げる場合、機能的コミュニティ論、あるいは適当な言葉かどうかわからないが、オペレーション・コミュニティという考え方がある。すなはち家族または地域住民の努力によっては、本来解決できないようなニードがあるが、そのニードを充足するための必要な施設なり、サービスというものを、一定の地域範囲に配置をするという形で成立するものを、ここでは機能的コミュニティと呼んでおきたい。別の言葉でいえば、1つの利用圏、生活圏と呼んでもいいかと思う。そういう立場での地域社会、コミュニティの切り方がある。

コミュニティ論については、のちほど、岡村先生から

お話をあると思うが、松原治郎氏が幾つかの論文の中で、コミュニティ形成のために4つぐらいの要件を出していいる。1つはたしか地域性だったと思う。それから住民がそこに定住をして、生活を共通にするというのが、第2番目の要件である。第3番目はニードを充足せしめるための施設とか、機関というもののネットワークという形で出している。第4番目はコミュニティ・フィーリングというものである。この4つぐらいをコミュニティを形成せしめる場合の基本的な要因として考えているが、松原氏の主張を借りるならば、いわば機能的コミュニティ論というのは、第3番目のニード充足のための施設、機関のネットワークで、そういう立場でコミュニティを考えることであると思う。

こういうコミュニティ論は、幾つか例を出すと中央社会福祉審議会におけるコミュニティ・ケアなどもそうであるし、先ほどちょっと触れましたような、昭和42～43年ぐらいから盛んに行なわれた行政コミュニティ論、すなわち、行政から出されたいわゆる生活圏という概念方も、こういう立場に立つコミュニティ論ではないかと思う。

それに対してあと1つの意見は、ここにいらっしゃる阿部志郎先生などが盛んに出されている議論で、阿部先生の表現を使うならば、地域で住民がほおっておけない事柄に対して、互いに責めを負うという立場で、独自のコミュニティを考える、阿部先生のコミュニティ・ケア論は、まさしくそれだと私は思っているが、そういう立場でコミュニティということがいわれている。

この場合におけるコミュニティという立場になると、ここではむしろ地域住民の持っている福祉に対する態度変容を前提として、自主的な福祉の活動とか、福祉に対する協力的対応という、そういう形でコミュニティの形成を考えようとしているのではないだろうか。

大きく分けるとこの2つぐらいの考え方がある、今までの社会福祉におけるコミュニティ論としては区別することができはしないかと思う。もちろんその間に幾つか、これだけで切れないような、両方にまたがるような議論もあるが、極端に分けるとこの2つぐらいの議論であるように思う。

コミュニティに対するこの2つの理解の相違が、わが国においてはコミュニティ・ケアの2つの大きな系譜を形成しているのではないかと思う。具体的にいえば阿部先生は第2の立場からコミュニティ・ケアを主張されているし、第1の機能的コミュニティはどうやら私の主張するコミュニティ・ケアの基軸になっている。コミュニ

ティ・ケアについては、この2つの見解があちこちでぶつかっているようだが、これは決して排他的なものではない。

それはなぜかというと、まずコミュニティ・ケア等を検討する場合に、どういうニードを取り上げるかによって、その2つのものは併存し得ると思うわけである。つまり社会福祉のニードの中に、多種多様の性格があって、もともと家族だとか、隣人だとか、そういったところで果たし得ないような、高度な性格を持つ社会福祉ニードも存在する。たとえば治療だとか、訓練だとか、リハビリテーションだとかのかなり高度の機能を要するようなニードについては、それを家族とか地域住民等のいわゆるレイマンが果たすということはできないし、またこれらのニードを地域住民に委ねるとすると、これはむしろ社会福祉の処遇水準を下げることになる。したがって、そういうニードに対応するためには、専門的ソーシャル・ワークが必要であり、さらにいうとそのサービスの提供は公的責任において行なわれる必要が出てくる。この高度なニードの充足のためには、計画的・意図的に必要な施設・サービスを配置するという、いわば機能論的なコミュニティという考え方方が出てこざるをえない。

他方においては、もともと家族、あるいは隣人等が果たしていたし、また果たすことのできる諸ニードがある。こういったニードを充足せしめる場合、わざわざというか、機能的コミュニティの立場で、公的責任において専門的な施設のネットワーク化をはかるという必要はさらさらない。これはむしろできる限り、家族のニード充足機能の代替あるいは補足として地域社会の中における住民自身の援助のシステム、サービスの組織というものが当然考えられると思う。つまり、先ほどの後者の場合におけるコミュニティ論、コミュニティ・ケアにおけるコミュニティの考え方は、まさしくそういうものであろう。

したがって、この両者のコミュニティ・ケアということは、決してあれか、これかの問題ではなく、ニードの性格と、ニード充足の供給の在り方によって異ってくるので、両方は十分に両立し得るものというふうに、理解したらどうだろうかと思う。むしろ必要なことは両者の統合をこれからどう考えるかということあたりが、これから社会福祉におけるコミュニティ・ケアを考える場合の大きな課題になるのではないか。今までではどちらかというと論点を明らかにするという意味で、この2つの区別を意識的に強調してきたし、またそのことは日本の社会福祉においてはいま何が当面特に重要なかという、

政策的な配慮の上でどちらに重点を置くかという議論がやられたが、本来、その2つは相互補完的なものと考えたい。

そうなると、先ほどの公私の役割分担を考える場合でも、機能論的なコミュニティの立場に立つコミュニティ・ケアで主張する場合には、家族、その他で果たし得ないという立場もあるが、これは公的責任において、計画的に行なわれなければならないことはいうまでもない。その面では、行政責任というものが、強調されなければならない。後者のほうの立場に立つと、行政の場における援助等もあり得るが、しかしその援助サービスの多くは、ボランティアを含めた地域住民によって担保される部分は少くないものといえる。そして、このような自主的なサービスが行なわれるには、これはあくまでも地域住民の福祉に対する態度の変容なり、その中から出てくる自発的な共同というものを、どう組織化するかということが前提であり、これは優れて民間的な性格を持たざるを得ない。そしてこのような地域住民の自発的共同を支えるものこそ、福祉コミュニティというふうに考えておきたいのである。

そういう意味で、この2つのコミュニティ・ケアというものは、排他的ではなく相互補完的といいながら、その切り込み方については、当然公私の役割分担のはうから

いえば、相違が出てくるであろう。

VI むすびにかえて

この報告では、主として社会福祉における供給組織の問題との関連で、地域のもつ意味を再確認し、その上で最近のコミュニティ・ケアのいろいろな議論を、私なりの立場で整理をしてみた。もちろん私自身がまだ十分に整理がし尽くされていない部分も少くない。たとえば機能的コミュニティ論にしろ、あるいは福祉コミュニティを社会福祉の立場で把え直す場合に、ニードと資源（需要とか供給）のアクセシビリティとか、社会福祉の立場でいう「効率」（エフィシェンシイ）とかをどのように位置づけるかなどの問題も、具体的に詰めて議論しなければならないと思う。

それから両者を通じて出てくる問題として、住民なり、対象者のパーティションをどのような形で入れてくるかということも残された重要な課題であろう。しかし、これらについて報告を申しあげる時間的なゆとりがないだけでなく、私自身としても今一つわからないことが残されている。その意味で、これらの論議は他日に譲ることをお許しいただきたい。雑ばくな報告でおわかりにくい点も多々あったかと思うが、これで報告にかえさせていただきたい。

【レポート】 福祉社会の社会組織 —社会福祉におけるコミュニティの在り方—

岡 村 重 夫

レジュメに書いたような順番で申しあげたいと思う。

I 社会福祉的援助の特徴

最初に序論みたいなものを書いたが、これは私が古くからいってきしたことである。まず7つの基本的 requirement (経済的安定、職業的安定、家族的安定、教育の保障、医療の保障、社会参加の機会、文化・娯楽の機会) ということである。今日になって考えてみると、この7つの要求は前段と後段に分かれるとと思う。最初の経済的安定から医療の保障までと、その次の「社会参加の機会」あるいは「文化・娯楽の機会」というのは質的に違うものである。この点は最近書いた本(『地域福祉論』昭和49年)の中でも私は強調したが、「社会参加の要求」は、対等・平等の人間として社会に参加したいという要求であ

り、「文化・娯楽の要求」というのは自分が何のために生活をしているのかという、人生の意味を理解することをいうわけだが、一言でいえば、主体性の要求とでもいいうべきものであるが、それに対して前段の5つの要求は、どちらかというと物的なものにかかわるものである。もちろん教育の保障などは若干違うかも知れないが、特に6番目、7番目の要求は最近特に強いものである。先ほど三浦さんは、インディペンデンシーということをいわれたが、私もそれには賛成なのだが、わたくし流にいえば、特に内面的・精神的な独立の要求ではないか。特に最近ひしひしとそれを感じている。そのためにそちらのほうに重点を置いたコミュニティ論を考えてみたわけである。社会福祉は、経済的安定以下7つの要求に対して、社会保障などと異なる接近の仕方を持っているが、特に今

日わざわざ挙げた理由は、そういう内面的 requirement が非常に強まりつつあるということを強調したかったからである。

いずれにしても、社会福祉はそういう基本的 requirement を充足していく上での援助をするわけだが、その援助の特色として、a) 個人のもつ社会関係の全体的調和の維持、発展による生活援助、b) 特定社会関係の欠陥による生活困難の自主的、協同的解決の援助、c) 生活困難の代替的解決の 3 つを挙げておいた。これも私が從来から著書に書いていることで、改めていう必要もないが、念のためくり返すならば、社会福祉にとって問題なのは、貧困とか病気であるよりもむしろ、われわれが生活上必要とする社会関係、つまり個人が以上 7 つの生活上の要求を充足するために、社会制度との間にとり結ぶところの基本的な社会関係である。そういうものが少なくとも 7 つ以上あるわけだが、その社会関係を全体として捉えていくという点に特色がある。これを「全体性の援助」と私はいっている。専門的に分化した制度は、その社会関係を 1 つ 1 つ個々バラバラにしか捉えることができないけれども、生活の主体である個人の立場からいと、そういう複数の社会関係はバラバラのものでは決してない。1 つのものである。そういう生活者としての個人の立場に立った援助になると、当然その社会関係が矛盾しないように、調和するような援助をしていかなければならぬ。そこに「全体的調和の維持・発展による生活援助」と書いておいたが、これはいわば全体性の援助である。

2 番目は「主体性の援助」ともいべきもので、福祉の全体性の援助という原理は、生活主体者の立場に立つことによって可能である。したがってこの点からいえば福祉的援助は元来生活の主体性の立場に立って社会関係を援助するものである。換言すれば個人が自主的に自分で問題を解決するような援助ないし、自主的な問題解決能力を援助していくという、「主体性の援助」という面を持っていると思う。それを 2 番目の特色として挙げておいた。

3 番目の特色は、専門分業制度から取り残された人々に対する具体的な生活改善、そういう代替的な、専門分業制度に代わって解決をするという機能である。これは保護的機能といつてもいいが、こういうものがなぜ必要かというと、生活の現実性という条件を無視しえないからである。生活というのはやめることはできない。制度がないからといって、生活を休むわけにはいかない。とにかく専門分業制度が放置しているような問題について、最終的な解決をしていく、援助をしていくということである。これを私は「現実性の原理」といっている。

社会福祉的援助はそういう 3 つの特色を持っている。これはわかりきったことだが、あの議論を引き出してくるために申したわけである。

II 社会福祉的援助を可能にする地域社会の条件

そういうような全体性、主体性、現実性の援助をしていく場合、そういう援助が可能になるための地域社会の条件を考えてみると、まず、それは援助対象者の対等かつ平等な社会参加を受容し、支持する地域社会構造でなければならない。どの対象者も先ほど挙げたような、7 つの基本的 requirement を持つており、とりわけ地域社会の一員として平等に取り扱われたいという社会参加の要求を持っていることを認めるような地域社会が前提条件となる。そこでそういう要求を無視した、たとえば経済援助などは、われわれから見れば福祉的意味はない。そこでは対象者の社会関係の全体が維持・発展できるような、つまり平等の社会参加の要求はもちろんのこと、家族との関係であるとか、近隣関係であるとか、その他すべての基本的 requirement を充足するための諸々の社会関係が、どれも欠如しないで、維持したままでサービスを受けられる地域社会でなければならない。また対象者の平等意識と同時に、住民によるところの自発的、主体的な相互援助の可能性のあるような、地域社会というのが 1 つの条件になってくる。そうでなければいくら地域での物的・金銭的な保障が発達しても、他の住民から特別な目で見られるような経済援助は、少なくとも福祉的援助の本質を実現する地域福祉ではない。経済援助にしろ何の援助にしろ、それが社会福祉的援助である為には、援助を受ける人が、地域社会において対等、平等な普遍的権利を持つものとして受容され、かつ彼の社会関係を全体として支持・強化するというのでなければならない。

2 番目は参加の問題であるが、住民と援助対象者の直接的参加による生活困難の自主的、共同的解決行動の可能な地域社会構造であること、そういう条件を持った地域社会でないと、本来の社会福祉というものは発展していかないのではないか。

III 最近の地域社会論による地域社会類型

ではそういう地域社会とはどういうものであるか。今まで私達は比較的ルーズに「地域社会」とか、「地域活動」とか、また行政概念としての区域をそれとして書いてきたが、最近の社会学の本、例えばここに挙げた奥田道大さんの本であるとか、篠原一さんの本であるとか、松原さんの本であるとか（奥田道大『コミュニティ形成

の論理と住民意識』昭和46年、篠原一『現代政治と都市』昭和48年、松原治郎『市民と市民運動』昭和46年), 社会学や政治学の方々の最近の研究を見ていると, 地域社会に対する研究がだんだんと進んできていることが判る。私達はそれから非常に沢山のことを教えられる。私達福祉関係の者は昔から「地域社会」ということをいってきたが、誰もその「地域社会」とか、コミュニティの構造を分析し、解明するということをしてくれなくて、単なる行政区域を「地域社会」と簡単に決めてしまう傾向があった。ところが社会学の方がそういうことを最近非常に研究してきたことは、われわれとしては大変有難いことであって、われわれとしては全面的にその考え方を取り入れたいと思っている。

そういうことで、特にここに挙げたお三方の著書から引いたわけだが、地域社会と一言でいっても、それには4つの類型がある。この4つの類型が生み出されたいきさつを詳細に説明することは、私にはできないけれども、結論的には、レジュメに書いておいたように、(1)「行動体系における主体化と客体化」(これは篠原さんは「地域性の+と-」というふうに書いている) (2)それから「意識体系における普遍化と特殊化」、という2つの軸を設定する。

これは奥田さんの言葉だが、篠原さんはそれを「権利意識と地元利益」という言葉でいっている。いずれにしてもそういう2つの軸を組み合わせて、そこから出てくる4つの象限から、a) 地域共同体型(特殊化と主体化), b) 伝統的無関心型(特殊化と客体化), c) 市民社会型(普遍化と客体化), d) コミュニティ型(普遍化と主体化) というように地域社会の4つの類型が出てきているわけである。

その最後の「コミュニティ」というのが、最初に述べてきたような固有の社会福祉的援助成立の基盤として、もっとも適当なものではないかと思う。つまり地域社会の類型としては、コミュニティ型でなければならぬというのが、これから申し上げたい点である。

奥田先生や、松原先生などのコミュニティ論はそれ位にして、次にはそれを補足するような意味で、英國のシーボーム・レポートのコミュニティ論などを参照して私の意見を述べてみたい。

社会の産業化、都市化が進行していくと、地域社会の住民の関心の多様化ということが進んでくる。住民は互いに平等の権利意識と同時に地域主体的意識を持つコミュニティ型地域社会の中でも、個人の関心や問題意識の分野が異なるということがありうるのではないか、つまり

同じコミュニティ型地域社会のなかにも、共通関心によって結ばれたサブ・コミュニティが成立する。したがって、地域社会はただ1つのコミュニティから成立するとは考えられない。松原さんのものなどを読んでいると、1つの地域社会は1つのコミュニティから成るというふうに読めるのだが、必ずしもそうではなくて、関心の多様化が進んでくると、たとえば1軒の家の中にも、いろんな関心を持っている人がいる。主人と奥さんとでは関心も違えば、属する集団も違う。その子供もまた違った関心を持っている。そうすると同じ関心を持った者の間には、同一感情に支えられた相互の援助や受容を特長とするコミュニティを持つだろう。そういうように同一関心のコミュニティというものが沢山成立し、同じ地域コミュニティの中にいろいろなサブ・コミュニティとして成立する。

そこで前述した地域主体性と普遍的権利意識によって成立する地域社会をコミュニティという場合、それは正確には、「地域コミュニティ」とでもいうことができる。それに対して、住民の自由な発意による共通の関心によって結ばれた地域内の関心コミュニティがあるから、地域コミュニティは、関心コミュニティのグループであるということができる。そういうインターグループとして成立する地域コミュニティは、関心コミュニティに共通する一般的な地域所属意識と平等意識を持っているから、これを私は「一般的地域コミュニティ」といっている。それはすべての地域住民を平等なものとして、差別的待遇をしないばかりでなく、住民すべてが同じ仲間としての自然発生的な相互的な支援・支持を期待できるものである。その意味において、一般的地域コミュニティにおいては、社会福祉の援助対象者をも平等の仲間として受容し更に隣人として自然発生的な援助を与えるであろう。他方において、いろいろな関心コミュニティがサブ・コミュニティとして成立するなかで、生活困難を援助するという福祉的な関心による、いわば「福祉コミュニティ」も充分に成立しうると考えられる。特に強調したいことは、そのような「福祉コミュニティ」は、従来の社会福祉協議会等とは違って、援助の対象者やその家族をそのうちに含むものであり、そのほかにももちろんその共鳴者であるとか、代弁者、また福祉サービスやその他の社会的サービスの提供者によって成立する、という点である。一言で言えば福祉的関心を中心にして成立するのが、福祉コミュニティであり、それは一般的地域コミュニティと違って、計画的、積極的な福祉活動を行なうものである。このような福祉コミュニティとそれを含む一

一般的地域コミュニティの2本立てのコミュニティを考えることができるのでないか。

つまり一般的地域コミュニティの中には、そういう福祉コミュニティもあれば、あるいは教育コミュニティも、労働コミュニティも、いろいろあっていいわけだが、社会福祉の立場からは、特にこの福祉コミュニティの成立を指摘しておきたい。このようにして2本立てのコミュニティ組織というものを考えないと、少なくとも首尾一貫した地域福祉は進まないのでないかと思う。

その次にちょっと注釈を書いておいたが、一般地域的コミュニティの場合、いまいったようなはっきりとしたインターフォルムとして存在しておらない、ただの一般的住民組織として、現在町内会とか、自治会というものがある。あるいは特定関心を持った住民組織として、婦人会とか、労働組合とか、そういうものが併立的に存在している。これが実体であるが、これはいわゆるコミュニティでなくとも、先ほどの奥田さんの分類によると無関心型地域社会とか、市民社会型地域にももちろんあるが、そういうものは厳密な意味でコミュニティとはいえない。むしろコミュニティにこれから発展させていくべきものであるが、そういう各グループが、普遍的な権利意識に裏付けられ、同時に共通問題を解決するための地域主体的な行動体系を持つならば、既存のそういう住民組織も、コミュニティ集団となり、それらが問題と地域所属意識を共通にする一般的地域コミュニティに発展をしていくのではないか。そのへんのところは程度の問題だが、かなりそれに近いものになるのではないか。

つまり地域組織化活動の目標としては、どんな関心グループに属する人でも、地域コミュニティの一員である以上は、地域共属意識のあらわれとして福祉対象者に対しても差別をすることなしに、対等、平等の同じ人間として受け入れ、しかも自然発生的な相互援助等が行なわれるような一般的地域コミュニティの形成と、その中に福祉的な関心を持った人々、これと対象者とサービスの提供者から成る福祉コミュニティの形成、こういう2本立ての目標が、これからは考えられるのではないかと思う。

IV コミュニティの社会福祉的機能

次に一般的地域コミュニティと、福祉コミュニティの社会福祉的機能は何であるか。一般的コミュニティから、これは先ほども触れたとおりで、援助対象者も他の住民と同じ権利主体者として、対等かつ平等に彼らを受容し、支持することによって、個人が持っているすべての社会関係を維持、発展させることができるし、また住民間の

自然発生的な相互援助によって、意識的、目的的な社会サービスに対する、1つの下支えとサンクション（承認）をあたえるものだろうと思う。それは意図的、計画的な社会福祉サービスそのものではないが、しかしながらそれを補完し、有効なものにするために不可欠な機能であると思う。こういうものの下支えがなくて、公私の社会福祉サービスだけがあるような姿は、本来のコミュニティ・ケアではないと思う。社会福祉活動を下から支えるような共同体的な住民組織というか、コミュニティというものがなくては、有効な社会福祉は成立しないのだということである。

今まで社会福祉の中で、コミュニティ論をやってきた者は、このコミュニティの必要性について非常に力を入れて考えておったのだが、実はそれを位置づけすることができなかった。そして一般市民組織ないし一般的コミュニティが直接福祉サービスをするのでなくてはならないと考えて、「コミュニティづくり」ということをいってきましたが、私はその考え方を変えて、そういうことは期待せずに、一般市民組織は計画的な、意図的な社会福祉サービスを自らやるのではなくて、ただそれを支えてくれるような地盤であるというふうに考えたいと思う。

シーポーム・レポートで“welfare through community”という言葉を使っているが、その意味は、コミュニティによる福祉活動がソーシャル・サービスの代りになるという意味ではなくて、コミュニティは、ソーシャル・サービスを本当に有効ならしめるための基礎になるものだと説明して書いている。私達はどうも今まで一般的コミュニティに見当違いの期待をし過ぎていたように思う。けれども、それが不要だというのではなくて、福祉のベースとして位置づけをしてみたわけである。

そこで次に具体的な福祉サービスに直接かかわってくるコミュニティは、一般的コミュニティではなくて、そのなかの福祉コミュニティである。次にその機能を5つぐらい挙げておいた。これはごく簡単な要点だけを書いている。自分の本ではかなり詳しく書いておいたので、一応それを読んでいただくとして、ここでは簡単に申し上げたい。

1つは広域的社会福祉サービスに対する対象者参加の通路としての機能である。とりわけ広域的な公共社会福祉サービスに対する対象者参加の通路としての機能である。ここで広域サービスというのは、少なくとも地方自治体なり、国の行なう社会福祉サービスであって、それに対して、対象者を参加させていく1つの通路としての役割、これが福祉コミュニティの果たすべき役割ではな

いかということである。

「社会福祉政策や、広域の社会福祉計画の立案と実施に対して、コミュニティの福祉対象者を参加させるための組織として機能する」とレジュメには書いておいた。参加が制度化されていない場合は、社会福祉の「運動」や「交渉」の団体として、またそれが制度化されている場合は、有効な「参画」と「自治」を担当する組織として機能する。

この言葉「運動」「交渉」「参画」「自治」というのは全部東大の西尾さんが国家学会雑誌に発表された論文から引用させていただいたが、非常によく住民参加の研究がなされていて、いろいろ教えられた。これもわれわれ社会福祉の方の研究はだいぶ遅れを取っていて、「参加」の分析的研究があまり進んでいないが、政治学のほうではかなり進んでいるということで、引用させてもらった。

2番目の機能は、地域社会における福祉に関連する情報の収集ということである。社会調査の計画と実施をやったり、また一般的コミュニティの住民、あるいは地域外の諸機関、団体に対して福祉の情報を提供するという機能である。

3番目は当該福祉コミュニティの、地域福祉計画を自ら立案するほか、社会福祉以外の生活関連施策、あるいは施設の計画に対して、福祉コミュニティの立場を反映するための通路として働くということである。

4番目は福祉のためのコミュニケーション機能であるが、福祉コミュニティの内部のコミュニケーションの発展に努めるとともに、一般的コミュニティに対する連絡、調整の役割を果たしていく。また広域の福祉コミュニティ、あるいは福祉機関、団体に対するコミュニケーションの通路を開拓し、発展させていく。

5番目は当該の地域社会にあるところの社会福祉サービスの運営をしたり、また新しいサービスを開発していく機能である。

以上にあげた一般的コミュニティや福祉コミュニティをどうしてつくっていくかという方法論は、ここではすべて省略させていただいた。一応社会福祉、特にコミュニティ・ケアなどを前提とした社会福祉サービス組織の位置づけについてだけ以上報告した次第である。なお不十分な点はあとで補足をさせていただきたいと思う。

司会 これでお二人のご報告を終わったわけだが、お二人のご報告には似たようなところもあるし、多少離れているようなところもある。あるいは同じ言葉が別の意味に使われているということもあるが、以下なるべく実

質的なご論議をいただけたら幸いだと思う。ではここでコメントに移らせていただきたい。まず阿部さんにお願いをしたい。

【コメント】

阿 部 志 郎

私がお2人の先生と反対の意見を持っていると、大変面白くなるのでしょうかが、基本的にそう違いを感じないし、むしろ新しい幾つかのことを教えられたわけで、とてもコメントをする能力も資格もない。ただいまのお二人の先生のご意見を、地域で働いている立場からこれを受け止めればどういうことになるかという観点から、幾つかの問題を出してみたい。

昨年の暮、私の町であったことだが、二人暮らしの老人世帯をその隣の家の人たちがたまたま訪れた。その老人世帯は、もともとお爺さんは寝込んでいて、お婆さんがその世話をしていたのだが、そのお婆さんが具合が悪くて、床をはいざるようにして、お爺さんの世話をしているのを発見した。そこですぐに民生委員にそのことを知らせに行った。民生委員がその老人世帯に行くと、たしかにいわれたとおりなので、保健所にそれを連絡して、保健婦さんの訪問を依頼した。保健婦がすぐにそこに送られてきて、老人世帯を尋ねると、そのお婆さんは、かかりつけの医者がすぐに来るから心配しないで欲しいといって、保健婦は帰された。それは本当はウソであったが、そのときのお婆さんの気持ちとしては、お上の世話になりたくないとか、あるいははじめて会う保健婦なので、警戒心を持ったとか、あるいは本当のことをいうと病院にかづき込まれるかもしれない不安とか、いろいろあるかと思うが、要するに地域の住民としては、保健婦という、いわば保健所から公的に送られてくる人に対しては「構える」気持ちがあったのだと思う。

そこで保健婦がその帰り道に民生委員のところに寄ってそのことを話したら、それはおかしい、お医者と前に喧嘩して、それきり来てくれないのでということがわかった。翌日その民生委員のところに保健婦と、その老人世帯の世話をしているホームヘルパーが集まって、3人で打ち合わせをした。

そして保健婦は何か事態が変わったらすぐに連絡をしてもらう、ホームヘルパーは週に2回行っていたのを、役所の了解を得て4回に増やし、その間は民生委員が近くの人の協力を得て様子を見るという相談が出来上がった。

た。

幸いなことに、お婆さんは大したことはなくてよくなつたが、それがきっかけになって、ちょうど正月になるので、大晦日の日にその民生委員が近所の家、何軒かと語らって、一軒で一皿ずつ、自分の家で作ったおせち料理を老人のところに持ち寄り、老人夫婦が大変喜んだということがありました。

このお婆さんも、町のバザーのときには、老人にできる仕事というので、子供の魚釣につかうこよりをつくったりして協力をしている。すなわち、町の福祉活動の資金づくりにも参加をしている。

これはごく簡単なケースであるが、地域の住民は、「面」としての生活を持っている。買い物に行くとか、医者に通う、郵便局に行く、あるいはPTAの会合があり、職場に行く、また老人クラブにもはいってるし、同好会もある、隣近所とのつきあい、町内会にも属しているというふうに、面としての生活を持っている。そういう幾つかの異ったグループに属して、先ほどの岡村先生の言葉でいえば、サブ・コミュニティに属していて、それがインターチューブをつくっていくことになるのだと思う。

ところが住民がハンデキャップを持つということは、これは老人にしろ、身障者にしろ、母子世帯にしろ、あるいは生活保護を受けている家庭にしろ、生活保護を受けているが故に、近隣との関係がゆがめられるということも含めて、肉体的のみならず、社会的な意味において、面としての生活が疎外され、狭められるということが生じる。

それが岡村先生のおっしゃった福祉的援助の特徴にも関連してくると思うが、この疎外されている面としての生活を、いかにして補い、それを復元をするかに、福祉サービスの意味があるといえよう。そしてこれが福祉のサービスを単に受けるだけでなく、同時に、サービスの担い手として転化していく、そこに三浦先生がおっしゃったインデペンデンスの問題が出てくるのではないかと、私は理解をするわけである。

そうすると、そのハンデキャップを、まず誰が、どうやって見つけ出すのかということと、その次にそのハンデキャップに誰が、どのように対応していくかという、2つの問題が、そこにはあろうと思う。

これを行政とのかかわりにおいて考えてみたい。1つの問題は、行政は、地域住民についての詳細な情報を持っていないということである。老人が病気になって倒れたというニュースは、そのまますぐには行政にはわから

ない。これは地域がインフォメーションを提供しなければならない。

よく老人の孤独死が報道されると、たとえば福祉事務所のケースワーカーが當時地域を巡回して、それを防ぐべきであると、行政責任を強調する反応が出るが、果たしてこうした問題に、行政が対応できる機能と負担能力があるのかということと、行政が対応すべき性質のものであるかという問題とがある。

これは住民のプライバシーの問題ともかかわってくる。先ほどの三浦先生の言葉でいえば、住民の態度変容の問題であろうし、岡村先生の言葉でいえば、内面的、精神的な主体性といった、いわば価値観にかかわる問題にはいってくるので、行政が対応すべきものであるかどうかという点については、若干の疑問がある。

私は基本的には行政は、緊急の場合を除けば、住民の求めに応ずるという立場を取るべきではないかと考えているし、人間の主体性にかかわる領域には介入してはならないと理解している。ただ、いまの福祉でいうと、申請主義なので、申請がなければ行政は動き出さない。そういうことだと、申請の方法も知らないし、福祉事務所の存在も聞いたことがないし、あるいは役所から来る広報も読まないといった住民がいるわけで、これを行政が発見をすることは困難である。特に、こうした問題の境界線上にある人々が大変むずかしい状況にあって、こうした情報を地域が提供することが必要であり、適当だと判断する。岡村先生のおっしゃったご意見に私も賛成である。

第2の問題は、いまの行政は地域の住民に直線的に結び付かざるを得ないことである。いわば住民を「点」として捉えるということである。そうすると、住民は「面」としての生活を持っているのに、点として、しかも縦割りの行政の中でバラバラにアプローチをすることになり、そこに問題が起こってくると感ぜられる。

ホームヘルパーにしろ、保健婦にしろ、ケースワーカーにしろ、縦割り行政の中で、地域レベルで、相互に連絡、調整をすることは、容易ではなく、サービスの1つ1つが、孤立しがちである。このサービスは地域の協力を得ることができれば、その効果は倍加すると思える。そこで住民と直結している行政サービスを、面に拡大をしていく必要がありはしないか。面にまでそれを拡大することができれば、福祉効果も期待できるのではないかといいたい。

住民の持つハンデキャップを克服するのに、行政は有力にして、強力な資源ではあるが、それは地域から見る

と、いかに有力であってもオールマイティではなく、問題を解決する1つの資源である。そこでこの資源を地域がどのように活用するかの課題が出てこよう。

第3に多様化してくる福祉の問題、福祉の対象と、それをめぐる住民要求の高まりに対して、行政はその対応に追われてきた。そこで行政のサービスは次第に拡大され、ネットワークができ、実にきめ細かなサービスが今日でき上がっているが、それはいささか無原則的な対応であったのではないか。住民要求がそのまま即、行政需要であるとは限らない。では福祉のニードは、いったい何であるのか。それに誰が解決をはかるべきかをより分ける洞察が、行政に必要になってくる。それには福祉に対する行政の原則、プリンシップと、そのプリンシップから導き出される優先性、プライオリティの設定が、どうしても求められるのではないかと思う。

それにはニードを全体的に把握し、福祉計画を立てられる、総合的な視点と、それに適切に対応する方法、資源の動員をなし得る専門性が、行政に要請される。行政サービスを検討していく上において、地域福祉は、その大きな柱の1つにならなければならないのではないか。

4番目に社会福祉に補足性の原理というのがある。これはいまでもなく、公的扶助を受けようとする場合に、自分の持っている資産、能力などの自助を活用することを条件にして、その手段が欠如している場合に、それを補足をする、不足を補うという、原則を指す。

しかし歴史的にみると、補足性の原理は、中世社会においては、次のような考え方であったと思う。それは個人が不足をしているものを家族が補う。家族の不足をしているものをコミュニティが補う。コミュニティの不足をしているもの、たとえば学校とか、施設などを町が補う。町で補えない軍隊とか、警察とかいうものは国が補う。国で補えないものを国際社会が補う。そしてその補い方は、上はあくまでも下に対して補助する、補足をするのであって、その権限は侵さない。こういう原理であるといつていいと思う。

こういう原理にもし立つとするならば、いまの現状は、国の政策の足りないところを都道府県が補い、都道府県の足りないところを市町村が補うという状態ではないか。しかも地域の住民はそれに対して、申請とか、請願とか、陳情とか、下から願い出て、制度・施策への適用を求め、サービスを確保する格好になっている。

ここに行政の構造として、地方自治体の超過負担の問題が生まれてくる背景がある。また同時に「中央」から遠いところにある「地方」の第一線機関を、「出先」機

関と呼ぶ理由があるのであろう。まず中央があって、その回りに都道府県があり、その外側に市町村がある。しかもそれは外側をも含めて、全部求心的に内側に向いていて、地域に向いていない。この在り方が機関委任事務に見られるような、公権力を伴いながら、上から下への方式につながってくる。

地域住民からみると、中央はまったく縁遠い存在であって、むしろ中央から出先と呼ばれている福祉事務所や児童相談所なりが、その窓口であり、そこで働いているワーカーが一番接触の多い人々になる。

ところがそのレベルで問題がタライ回しをされ、病院で患者が伝票を持って走り回るということに象徴される現象が起こる。そこでいたいケースワーカーは、地域の住民の権利にいかにレスポンスするのか、ケースワーカーは地域において何ができるのか、何ができないのか。そのできないことを、誰が、どうやって補うか。こういう視点から行政を見直してはどうであろうか。私はこれは体制の問題というよりはむしろ、視角の問題として提起してみたい。

5番目に行政的なアプローチを洗い直す場合に、行政と住民との間に、コミュニティという中間項を介在させることはできないものか。先ほどの三浦先生のご指摘にあるように、核家族化されてくると、家族の持つ相互扶助的機能が著しく衰えてくる。そこで社会的扶養に期待せざるを得ないわけだが、その社会的扶養の「社会」という場合に、「公的」な扶養だけでなく、そこにコミュニティの役割が考えられてもよいのではないだろうか。それと関連して岡村先生のおっしゃるような地域福祉計画の立案であるとか、あるいは福祉教育的な機能をもつ社会福祉協議会の果たすべき役割が、問われなければならない。いわば行政にとってコミュニティとは何かという視点と、住民にとってコミュニティとは何かという、両方の視点から問題を追及することが必要ではないか。

三浦先生が、機能的コミュニティと福祉的コミュニティは、相互補完的に考えるべきだとおっしゃったことは私も同感だが、しかしその2つのものをいったいどういうふうにかみ合わせ、組み合わせるのかには、まだ問題があろう。

たとえば施設をとりあげると、地域の住民から見れば、施設は日常生活の中で必要な場合に、必要なときに利用できるのが一番望ましい。しかしこうした要求と、総合的で、専門的な立場からの施設の体系化が、果して併存し得るのか。どこかで矛盾、そこを来たさないか。その組織化をどうしたらいいかという点は、三浦先生にお教

えいただきたいところである。

さらに岡村先生がおっしゃった、一般的なコミュニティの中に、福祉コミュニティがあるというのは、大変よくわかるのだが、その場合に既存の地域にあるさまざまな町内会、自治会といった組織、一般的な機能集団的組織に対して、社会福祉協議会が地域で組織化活動をする場合はその一例だが、一般的なコミュニティと一福祉的なコミュニティというのは、地域において具体的にどういう関係になるのかが私にはよくわからない。ここもひとつ先生にご指導いただければと思う。

最後に、現在の福祉の制度は、それはたとえば生活保護にしても、児童福祉にしても、岡村先生のおっしゃるような、自然発生的な相互援助を期待できる自主的共同的解決行動の可能な地域社会の存在を前提としている。前提としていないというよりは、行政的には、地域社会はなじまないし、ある意味では、必要ともしていないといえるが、福祉政策論的な視点からコミュニティ、あるいは地域社会をどう位置づけるかが、今後の大きな課題ではないかと思う。そのへんの問題について、お二人の先生からご教示いただければ幸いである。

【コメント】

稲 上 育

いま阿部さんから大変鋭い議論が出ました。私が下手なコメントを付け加えて、議論を混乱させたくないが、少しボルテージが上がり過ぎているようにも思うので、多少拡散的な議論を出させていただきたい。

阿部さんの指摘と重複するものは、時間の関係もあるので、省かせていただく。拡散をさせてみたいと思う方向はいろいろあるが、このシンポジウムのネイティブに即して申し上げたい。きょうの議論の出発点としては、大枠として institutional care から community care という社会福祉をめぐる問題状況の変化が生じつつあるし、またその必要性が高まりつつあるという考え方がある訳で、これを手懸りにして少し議論をふくらませてみたい。それも現代社会の構造変化という問題にからめて、議論を立てていきたい。

まず、institutional care から community care という状況や政策の変化を、幾つかのパターン変数を設定しながら整理をしてみたらどうなるか。第一に static と dynamic というものを考えてみたい。

2番目に instrumental positiveness というものに対

して、latency あるいは latency-development というのを対抗軸に考えたい。3番目に publicity というものに対する、privacy というものを考える。ここで、privacy というばあい、私の念頭にあるのは、このプライバシーという言葉が privé (priver) という言葉、つまり「奪い取る」という行為、あるいは奪い取った所産という意味内容をもつ言葉から発しているということだ。「公」に譲渡できたり、委託することのできないような、奪い取った権利とその行為という点を強調するとともに、いまの文脈では、意思決定における分権化という点を忘れないようにしたい。

それから、きょうの議論のなかでも大きな軸の1つとして community という問題が含まれている。community という言葉にからめては、individuality という対概念をおいてみたい。

この community という言葉だが、私としてはその含蓄を communalism という言葉に引きつけて解釈したい。よく communism は commune-ism だといわれているように、その含みを大切にしたい。community というのは、さきほどの岡村先生のお話だと、かなり実在的な概念であるような感じが強い。しかし、私はむしろ人間の社会的関係行為の在り方、特にそこにおけるエトスというか、精神構造という側面をクローズ・アップして理解していくことが重要だと考えている。

さらに、vertical に対して horizontal という視点も見落せないと思う。特に意思決定や、情報処理や、それをめぐる権限の問題にからめて、こういう対抗軸を立てたい。

それから、もっと一般的に人間理解という側面でいえば、mechanism に対して symbolism という考え方の抬頭があることを強調しておきたい。この mechanism というのは、三浦先生の先ほどのお話につなげると、まさに収容施設主義というか、あるいは隔離主義的なアプローチに対応するものであり、極端な機械論的な考え方をとれば、環境与件を整えればそれですむということになる。人間の本質的な属性をどこに求めていくかというときに、mechanism の考え方というのは、ワトソン流の行動主義的な考え方であり、「スキナーのボックス」的な福祉サービスという捉え方が前面にでてくるだろう。

余談になるが、一般システム論といわれる科学(運動)の系譜や、あるいは最近急速にアメリカ社会学の中に「復興」してきていている symbolic interactionism さらには phenomenological sociology といったもののベースには、これとは逆に symbolism が遙かに貫き通ってい

る。主体的なシンボルの創造や統制というものをもって、人間の本質的属性だと考えている。

そういう考え方を前提にして、これまで支配的であった自然科学に方法論的範型を求める社会科学と人文科学というものの境界線がゆるやかに融けはじめているという状況があるように見受けられる。mechanism と symbolism の対抗軸はいわば現代文化の基本にかかわる問題だが、しかしきょう話題となっているようなテーマを考えていくばあいにも、逸することのできない重要な対抗軸だと思う。

思いつくままに 6 つほど対概念を申し上げた。それについての細かな説明はいまは抜かせていただくが、こうしたパターン変数は、ただ現状がどちらに傾いているかを固定的に認知するためのものではない。政策形成を考えしていくばあいにも用いられるはずだと思う。たとえば、三浦先生のご報告にあるような、independency の確保と同時に、social integration という方向をも考え合わせなければならないという主張を、こういうパターン変数を使って考えると、こうなるのではないか。community あるいは communality に対して individuality というものを設定しておいたが、individuality というものを培養し育成するのに貢献可能な communality というものをどうやってつくり出すかというような問い合わせを行なうことができるだろう。

きょうのテーマに直接関係するので、もう少しこの点を煮つめてみたい。私は昭和 30 年代から現在にいたる日本人の生活の在り方というか、生きざまというものを見据えるために、先ほどいったような人間の社会的な関係行為の在り方を支えているエーストスという定義づけに即して、community というものの内容を「可能性の共有化」への心的態度の形成というように読み替えて、その視角から論じてみたい。

この「可能性の共有化」というものは、2 つに分解できる。1 つには、公害であれ、交通事故であれ、あるいは人間にとて逃がれ難い老いや死という問題であれ、そういうことすべてがそうだが、自分もまさに他者と同じ運命を共にし得るものだし、事実、共にしているものなんだということに対する、いわば一種の共有事実への覚醒ということが、ここでいう「可能性の共有化」といふばあいの第 1 の意味である。

いま 1 つは、他者のさまざまのオポチュニティに対する平等ということを、どうにかしてつくり出そうとする(悪い共有事実は、平等にその共有機会を減少させる)、そういう装置をつくり出そうとする心的態度の形成を、

「可能性の共有化」の第 2 の側面として捉えておきたい。そこから、可能性を奪われた者に対する深い配慮ということが、当然生ずるだろう。

しかし昭和 30 年代から 15 年以上にわたってつくり上げられてきた生活の在り方というものを考えると、一言でいって「企業立国」というものに深く結びついたエーストスの構造が何といっても目立つようと思われる。この現実と community あるいは communality の形成というものの間には、理念的に見れば依然として鋭い対抗関係がある。しかし、この重い現実のなかから、その堅い壁を取り崩していくなければならない。課題としてはそうだと思う。制度をつくれば、そこから自然成長的にエーストスの質が変化するだろうと楽観的に考えることは、私にはどうもできないように思う。他者の可能性と私の可能性が共有されているといつても、それはいわば原理的にそうなだけで、現実にはちがうことはその通りだ。しかし、もっとも徹底させれば、その原理的な「共同存在」という器によき「共有事実」を盛りこもうとし、そのためにいま述べたような「共有された可能性」を創り出していくことの大切さは、もう一度確認されてよいのではないか。他者の可能性、私の可能性を共有できないようにしている構造の中には、もちろんいろいろな要素が含まれているはずだ。後でもう一度触れたいが、ここでは、まず情報公開というか、情報処理をめぐるさまざまな問題のあることだけを指摘しておきたい。

それからもう 1 つの大きな論点としては、先ほどの institutional care から community care へという方向への変化ということにからめて指摘しておきたいことがある。それは「正常」と「異常」、あるいは「日常性」と「非日常性」というものとが、実はそれほど峻別できないものなのではないのかということである。峻別できないどころか深くつながっている。連続的な問題であるということだ。話が飛躍するように聞えるかもしれないが、日本の社会保障制度のうちいわゆる「福祉五法」といわれるものによってはつくれないような、そこでの「社会福祉」概念とはおよそ違った領域にまで問題を拡げてからなければ、これから社会福祉のありようを論じられないということ、このことと結びついているように思う。

「日常性」と「非日常性」が、連続的なのだということをもう少し具体的にいと、社会福祉のニードがさまざまな形で、量、質ともに変化をしてきている。しかし「日常性」と「非日常性」というものの連続性という視角を保ちながら、社会福祉のニード形成のプロセスとい

うものに注目すると、実はニードが形成されではならない構造が沢山にあるということに気づくと思う。つまり予防と保障、福祉サービスとりハビリテーションというプロセスを考えてみたとき、ニードが形成されないほうがいいものが少なくないのだ。

具体的な数字を、沢山の事柄について挙げられる。たとえば、精神病者数ひとつ取って、昭和35年からこの15年間の推移を見てほしい。あるいはまた水質汚濁系であれ、大気汚染系であれ、公害認定患者数を取ってみても、数字の統計技術上の評価はいろいろあろうが、しかし急ピッチで伸びていることだけは誰でも認めざるをえないだろう。

ニード形成の構造を与件だとして考えておいて、あとはどういうふうにサービス供給したらいいかという議論を立てればそれでいいのか。当り前のことだが、供給の問題は需要形成の問題と切り離せないはずである。需要形成が行なわれてはならないとか、あるいは行なわれないほうがいい問題が決して少なくないという点に改めて注目しておきたい。つまりニード形成の社会的なプロセスを問題にしなければならないということだ。

それから、いまいったような「日常性」と「非日常性」との連続、あるいは「正常」と「異常」との連続ということを考えると、当然浮かび上がってくるものとして、私達個々人が行なっているタピフィケーションや、ラベリングのメカニズムが重要な問題になってくるのではないか。現在の日本人が、自分達のウェルフェアを拡大するというときには、昭和30年代に形成された「豊かさ」のイメージ、つまり自分の家にさまざまな家電製品が荷うことであり、限界分化的な欲求充足に身を委ねると、端的に私生活主義に引きづられている。したがって「可能性の共有化」といっても、その方向へはキャナライズされないような形でウェルフェアの充実が追求されてきたし、いまでも大勢は変っていない。それを軸にしたそもそもの社会的ラベリングの構造がある訳だと思う。これをもう少しリフレクティブに考え直していくということの必要性は先ほどいったとおりだ。

さて、大きなギャップをどうやって埋めてったらよいのか、そう簡単に現実的なプランは描けない。思いつきをいうばかりだが、さきほど、岡村先生のお話にあったような、福祉コミュニティというものに引っかけて、思いつきついでにいえば、私は community welfare corporation というものをつくれたらいいな、ということを時折考えたりすることがある。

いまここでは、既存の組織、社協や、あるいはもっと

広げて労金や、労災連、生協や、あるいは公的な社会福祉の機関や、あるいは地評や、地区労や、こういったものとのかかわり方というものは、一切抜きにして考えるが、社会的関係行為の在り方を革新していくエージェントとして、そして必要な生活情報をオープンに流していくような地域社会レベルでの福祉情勢センターというアイデアである。他者の身になって考えられる能力という意味で、コミュニケーションの能力、そういうものを情報処理のあり方をテコ入れすることのなかから模索していくといつてもよいと思う。重要さ、緊急さ、正確さ、迅速さなどの点で、これまでの福祉サービス情報の片寄り、不十分さは指摘するまでもないと思う。

他人ごとではなくて、「日常性」と「非日常性」の奇形化した連続性、あるいは他者の運命と私の運命の共有された可能性の拡大ということを考えると、community care というアイデアを、いわば逆手にとってその内包を充実させ意味の大きなものにつくりあげていくことの重要さを痛感している訳である。

岡村 一般的コミュニティだと、福祉コミュニティということをいったが、私がきょう報告したのは、そのコミュニティといふものは奥田さんがいってるように意味での普遍化と主体化という、この2つの条件を持ったコミュニティで、そういうものがなければ、私が考へるような社会福祉的な援助はできないのだということである。

したがってはじめのページに挙げておいたような社会福祉援助を進めていくと思うと、どうしても住民が対策、平等の人間として、お互いがアクセプトしあうような、先ほどの稻上さんの言葉でいうならば、「可能性の共有」というものを基本にすえたコミュニティでなければ、成立しないのではないか。本来のコミュニティ・ケアとはそういうものがなければできないのだということである。せいぜい在宅者サービスはできるかもしれないが、少なくとも英国でいわれているように、コミュニティ・ケアというものを、“care by the community”と取るならば、そういうコミュニティが基盤にならなければできない。コミュニティ・ケアが“care in the community”だというならば、それは在宅者に対して何かサービスをすれば、外面はできるだろうが、少なくとも私が考へているコミュニティ・ケアというのは、“care by the community”と公私機関による“care in the community”とを統合する形でなければ、有効なサービスにはならないだろう。住民によるインフォーマルな相互援助や対象者自身の努力を抜きにした公私の社会サー

ビスは、眞実の社会福祉ではないとさえ言えるのではないか。

そういう“care by the community”というものをやっていくためには、まずもってコミュニティがなければならない。それが実現可能かどうかということは、一応描いておいて、とにかくそういうものがなければならないのだということを、前段でいったわけである。

そういうコミュニティをどうして作るかといわれると、そのことは全く省略したので、その点を少し補足したい。その詳細は、私の『地域福祉論』に書いておいたから、ここでは簡単に要点をいうと、奥田さん、その他の研究者のあげられた地域社会の4つの類型としての「地域共同体型」「伝統的無関心型」「市民化社会型」「コミュニティ型」を成立させる条件を基準として、その方法論を考えてみた。例えはある地域社会は「地域共同体型」であるとすると、そういうものをどうやって「コミュニティ」化していくかということを考える。

地域共同体型地域社会では、地域主体性はあるけれども、そこに最も欠けておるもののは、普遍的な人権意識である。住民の社会的地位は対等、平等のものではないだろう。地域性は高いかも知れないが、そこに上下の服従・支配の関係がある。自由な発言が保障されない。合理的な自己主張ができない。

そういうところではまず住民集会所を作つて、そこを中心にして、対等の議論をするような教育活動が必要である。そして平等意識をつくることによって、コミュニティに接近していくことができるだろう。

無関心型の地域社会の場合には、松原さんがその運動モデルを書いておられたが、そういう社会では個別的な問題の解決よりも、共同したほうが有効であるということを、実践によって覚えさせていく。個別的な利害の解決から社会化へ進めていく。そういうことから価値観を転換させていくのだと、松原先生は書いておられるが、そういう方法で地域無関心型はコミュニティに接近させることができるだろう。

市民化社会型の場合は、脱地域性が問題である。レジュメには市民化社会の特長を普遍化と客体化と書いておいた。住民は普遍的な人権意識というものは持っているが、地域主体性がない。そういうところでは直接的な住民参加の機会をあたえ、その必要性を自覚させる。単なる広域的、間接的な行政要求の運動の限界を自覚し、直接参加による問題解決の機会を与えていくためには、どうしても小地域というものを考えざるを得ない。そこに地域社会を単位とした共同対策行動を進めていくことに

よって、「コミュニティ」型社会に近づいていくだろう。

そういうことで、それぞれの地域社会を4つの類型に分けて特長づけることによって、それぞれの地域社会をコミュニティ型地域社会に進めていくための、それなりの戦略というものが考えられてくると思う。

またこれと別に戦略というよりも戦術として、次のようなことも必要である。地域共同体型地域社会の内部にある特定の集団だけが、非常にコミュニティ型の構造をもつサブ・コミュニティは、非常に伝統的な非民主的なものが多いであろう。前者に対しては、奨励と支持によって拡大化を援助し、後者に対しては自由な発言・討議の機会を援助する。無関心型地域社会のなかにも、一部にはコミュニティ型集団があれば、これを援助して住民の共同行動の意味を知らせるようにすることができよう。つまり、サブ・コミュニティとしての集団をもコミュニティ型構造をもたせるような戦術においても、前述の方針を応用することができると思う。

以上は、一般地域コミュニティづくりの方法論であるが、もちろん地域社会の住民自身がコミュニティを作るのであるが、おそらく実際には、地域社会の関心集団の手で行われるであろう。その場合、福祉コミュニティもコミュニティづくりに責任を持たなければならないが福祉コミュニティ以外の関心コミュニティも、一般コミュニティづくりには共同連帶の責任を負わなければならない。

方法論の第2の問題は福祉コミュニティづくりということだが、このコミュニティの中心は対象者集団でなければならないと思う。いまの社協の組織の中で抜けている点はそこだと思う。社協では「住民参加」というが、「住民参加」の中心は対象者参加だと思うが、対象者参加の場をつくって、それを中心にして、福祉コミュニティを構成してゆくのかが福祉コミュニティづくりの順序ではないか。対象者を抜きにして、単に福祉サービス提供者ばかりの集団は、私は少なくとも福祉コミュニティとはいいたくない。サービスの対象者もあるが、他の部面ではサービスの提供者もあるという、そういう論理をこの福祉コミュニティの中で実現をしていくのかいいのではないか。

それから稻上さんが言われた「正常」とか「異常」という概念だが、これはおっしゃるとおりで、いま私達の福祉が一番基本的に突かれている問題は、正常・異常をめぐる人間観の変革ということだと思う。そんなことは皆さんの前でいべき必要はないから申し上げないが、実際いま私達は錯覚を起こしていて、「正常」と「異常」という物指しをつくって、異常なものを正常に近づけて

いくのを、「適応」といったり、「リハビリテーション」といってきましたが、そうではないのではないか。「正常」「異常」の物指しは、知能指数とか、完全な身体能力というものではなくて、1人1人が持っている可能性を実現していない状態が、生活困難であって、その可能性を実現させていくことが援助である。最近は「発達保障」という言葉で、一部の関係者にはかなり言い習らわされているが、稻上さんのおっしゃったことは、当然私達が前提として考えていかなければならぬことである。それがあつてこそはじめて、対象者を異常なものとして除外しない、差別しない、平等なものとして受け入れるということが可能になる。そういうふうに人間観を変えていくことが、強く要求されているということを承認せざるをえない。

これは高遠な理想のようだが、最近それがだんだん実現してきておるので、希望をもつことができる。実はおとながわからないだけで、小さい時から障害児と、自然発生的な共同生活の機会をもつ子供は、障害児に対する

差別をしないようになってきている。いまの共同保育というか、障害児も一緒になっている保育所を見て、見学に来る親がびっくりしているだけであつて、子供達はごく当たり前のこととして、身体障害の子を助けてやつてゐる。そういう中から正常と異常の連続性というものが体験され、獲得さるていくのではないか。だから、われわれそういう経験を持たなかつた者が、何か「異常」なものとして見るだけであつて、これはやはりやり方が変わつていけば決して「異常」なものだという考えはなくなるであろう。それは共同の体験による態度変容ということで、偏見や差別をなくすことができると思う。

関係者紹介

三浦文夫	社会保障研究所研究第三部長
岡村重夫	関西学院大学教授
阿部志郎	横須賀基督教社会館館長
稻上毅	法政大学講師

次号(Vol. 11, No. 4)予告

研究の窓	小沼正
論文	平恒次
"	加藤寿延
"	樋口富男
"	黒子武道
"	前田信雄
研究ノート	城戸喜子
書評	保坂哲哉
社会保障統計	